

## 県内他市の条例比較

条例の構成	構成要素	燕市(案)	新潟市	上越市	妙高市	柏崎市	新発田市	
【前文】	前文	○	前文	前文	前文	前文	前文	
【総則】	目的	○	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	
	用語の意味 (定義)	市民	△	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条
		市長等		第2条	第2条			
		市	△	第2条	第2条		第2条	第2条
		参画(参加)	△	第2条	第2条		第2条	第2条
		協働	△	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条
		自治				第2条		
		まちづくり	△				第2条	第2条
		コミュニティ	△				第2条	
		意見公募手続						第2条
	ワークショップ						第2条	
	まちづくりの 基本理念	個人の尊重	△	第4条	第3条	第4条		
		市民主体のまちづくり	△	第4条	第3条		第4条	第3条
		地域の特性の尊重	△	第4条	第3条	第4条		
		非核平和			第3条			
		地球環境の保全			第3条			
		自主自立の市政運営	△		第3条			
		市民と市との信頼関係				第4条		
		市民と市との協働のまちづくり	△				第4条	第3条
		市民参画の保障	△					第3条
	市民と市との情報共有	△					第3条	
	まちづくりの 基本原則	自主・自立的行動の原則	△	第5条				
		情報共有の原則	△	第5条	第4条			
市民参画の原則		△	第5条	第4条	第5条	第5条		
協働の原則		△	第5条	第4条		第6条		
多様性尊重の原則				第4条				
【まちづくり の主体】	市民の権利	○	第6条	第5条	第6条	第7条	第6条	
	各主体の役割	市民の役割	○	第6条	第6条	第6条	第11条	第4条
		地域コミュニティの役割	○	第26条	第35条	第8条	第12条	
		市民活動団体の役割	○					
		事業者等の役割	○	第7条				
		議会の権限			第7条			
		議会の役割	○	第8条・第9条	第8条	第9条	第14条	
		議員の役割		第10条	第9条			
		市長、執行機関の権限			第10条・第12条			
		市の役割	○	第11条	第11条・第13条	第10条	第15条・第16条	第5条
市の職員の役割	○	第12条	第14条	第11条		第5条		
【協働】	協働の推進	○	第13条・第19条	第34条	第12条	第8条		
	協働事業の推進	○						
	地域活動の推進	○	第26条	第35条		第12条		
	市民活動の推進	○						
	市の支援	○	第19条・第27条		第12条		第5条	
	自主性、自立性の尊重	○	第13条	第35条	第8条			
	人材育成、人づくり	○		第36条				

この資料は、県内他市の条例と燕市の条例の構成要素案を比較したものです。

1. 燕市の構成要素案に記載されている項目に○を付けてあります。
2. まちづくりの基本理念と基本原則については、これまでの検討の経過から規定が必要と思われる項目に△を付けてあります。

条例の構成	構成要素	燕市	新潟市	上越市	妙高市	柏崎市	新発田市	
【市民参画】	市民参画の推進	○	第13条	第33条	第12条	第13条	第7条	
	市民意見の反映	○	第13条					
	市民参画の対象						第7条	
	市民参画の時期						第8条	
	市民参画の方法						第9条	
	市民参画の結果の取扱い・評価						第11条・第14条	
	市民の自発的な提案						第12条	
	審議会等の委員の公募	○	第16条	第21条		第18条	第13条	
	審議会等の会議の公開	○	第15条	第21条				
	対話の場の設置	○					第9条	
	学習の場の設置	○					第5条	
	パブリックコメント	○	第17条	第22条	第13条・第14条			
	住民投票	○	第18条	第38条	第20条・第21条	第20条		
	【市政運営】	情報共有	○	第15条	第18条	第16条	第9条	第6条
情報公開		○	第15条	第19条	第17条	第10条	第6条・第10条	
個人情報の保護			第22条	第20条	第18条		第6条	
説明責任		○	第13条	第18条	第12条	第17条	第11条	
意見・要望・苦情等への応答責任		○	第22条	第23条				
市政運営の基本			第13条	第15条				
計画的な運営(総合計画)		○	第13条	第16条		第19条		
健全な財政運営		○	第14条	第17条	第19条	第19条		
行政改革		○	第14条					
行政評価		○	第23条	第25条	第15条	第19条		
政策法務の推進		○		第27条				
交流		○						
市の組織		市の役割に規定		第13条				
法令の遵守		職員の役割に規定		第20条	第28条			
行政手続の適正化				第21条	第24条			
第三者機関の整備				第22条	第23条			
外部監査制度				第24条	第26条			
公益通報制度					第29条			
危機管理体制の確立					第30条			
【広域連携等】		国・県	○	第29条	第39条	第22条		
		近隣自治体	○	第29条	第40条	第22条		
		国際協力		第29条	第41条	第22条		
		市外の人々との交流連携				第23条		
【条例の位置付け】	条例の位置付け	○	第3条	第42条	第3条	第3条		
【条例の見直し】	条例の見直し	改正規定	○	附則	第43条	第24条	第21条	第15条
		改正手続(検討委員会の設置)		附則				
		改正手続(市民意見の聴取)			第44条	第24条		
【その他】	【その他】	区における行政運営		第25条				
		区における市の役割		第27条				
		区自治協議会の役割		第28条				
		都市内分権			第31条			
		地域自治区			第32条			
		多文化共生			第37条			
規則への委任						第16条		